

総務委員会議案説明資料

令和3年6月8日

件名	頁
1 第50号議案 足立区の一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例	2

(総務部)

第 5 0 号 議 案 説 明 資 料

令和 3 年 6 月 8 日

件 名	足立区的一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例
所管部課名	総務部 人事課
内 容	<p>1 概要</p> <p>「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」第 4 条に基づく任期付職員（以下「4 条任期付職員」という。）の給与の取扱いが特別区統一で改正された（令和 3 年 4 月 1 日以降に採用される者に適用）。</p> <p>具体的には、初任給の取扱いが「原則として単一号給の給料月額とする」から「任期の定めのない職員の初任給決定方法と同様とする」に改められ、また昇給の取扱いが「原則として実施しない」から「実施する」に改められた（いずれも、任期付職員の任用等についての総務省通知における改正を踏まえた見直し）。</p> <p>このうち、昇給については「足立区的一般職の任期付職員の採用に関する条例」の一部改正を要するため、以下のとおり改正する（初任給については特別区人事委員会規則による）。</p> <p>2 主な改正内容（詳細は、別紙、新旧対照表のとおり）</p> <p>今後採用する 4 条任期付職員について、昇給の対象とする（「足立区的一般職の任期付職員の採用に関する条例」における「足立区職員の給与に関する条例の適用除外」規定から、昇給に関する部分を削除する）。</p> <p>3 施行年月日</p> <p>公布の日から施行する。</p>
今後の方針	現在、区では 4 条任期付職員は任用していないが、令和 3 年 9 月 1 日付で保健師を採用予定である。

足立区の一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例（案） 新旧対照表

改正前	改正後
<p>第1条～第3条 略</p> <p>(足立区職員の給与に関する条例の適用除外)</p> <p>第4条 足立区職員の給与に関する条例（昭和50年足立区条例第13号）第6条第2項から第7項までの規定は、第2条の2の規定により任期を定めて採用された職員（特別区人事委員会規則（以下「人事委員会規則」という。）で定める職員を除く。）には適用しない。</p> <p>(人事委員会規則への委任)</p> <p>第5条 第2条及び第2条の2の規定により任期を定めて職員を採用する場合における公正の確保の基準並びに採用、退職、任期の更新等に関する手続並びに任期付職員の職務の級及び号給の特例に関し必要な事項は、<u>人事委員会規則</u>で定める。</p>	<p>第1条～第3条 略</p> <p>(足立区職員の給与に関する条例の適用除外)</p> <p>第4条 足立区職員の給与に関する条例（昭和50年足立区条例第13号）第6条第2項の規定は、第2条の2の規定により任期を定めて採用された職員には適用しない。</p> <p>(特別区人事委員会規則への委任)</p> <p>第5条 第2条及び第2条の2の規定により任期を定めて職員を採用する場合における公正の確保の基準並びに採用、退職、任期の更新等に関する手続並びに任期付職員の職務の級及び号給の特例に関し必要な事項は、<u>特別区人事委員会規則</u>で定める。</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>